

## 平成 22 年度 第 2 回公社等経営評価委員会 議事要旨

- 1 日 時：平成 22 年 8 月 19 日（木）14：00～16：30
- 2 場 所：兵庫県公館 第 2 会議室
- 3 出席者：
  - (1) 委員側  
佐竹委員長、清水委員、田中委員、前田委員、吉田委員
  - (2) 公社及び関係課  
(財)兵庫県まちづくり技術センター、技術企画課、下水道課  
(財)兵庫県職員互助会【職員課】・(財)兵庫県学校厚生会【福利厚生課】  
(公財)兵庫県国際交流協会【国際交流課】
  - (3) 事務局  
企画県民部長、企画財政局長、新行政課長
- 4 議事要旨
  - (1) 個別に提言を受けた団体以外の団体等((財)兵庫県まちづくり技術センター、(財)兵庫県職員互助会・(財)兵庫県学校厚生会、(公財)兵庫県国際交流協会)から事業の概要等説明後、質疑応答。委員の主な意見等は次のとおり。(「」は公社及び関係課による回答)  
(財)兵庫県まちづくり技術センター  
流域下水道事業の包括的民間委託とは、そもそも流域下水道事業を県がやることになっていて、それを県からセンターに委託し、センターは民間の事業者に包括的に委託を出し、センターはそれらのチェックをしていると理解してよいか。  
そのとおりだ。今まではセンターから別々の業者に処理場の運転管理、保守点検、薬品の調達等を発注していたが、複数年で包括的に一つの業者に発注している。  
流域下水道事業については、平成 21 年度 3 ヶ所、22 年度 2 ヶ所に包括的民間委託を導入した。流域下水汚泥処理事業の 2 ヶ所は平成 23 年度から包括民間委託を導入する予定である。  
流域下水道維持管理事業にかかる経費は 5.2 億程度あるが、それらは関係市町から支出された経費でそれをそのままセンターに委託費として支出しているのか。  
そのとおりだ。  
包括的民間委託を導入した処理場については、再委託率が高いと想定される。何%ぐらいなのか。  
75%程度となっている。  
再委託率が 75%もあればセンターの存在意義が問われるのではないか。評価業務や履行確認であるとかセンターの役目はありますとの主張になるのだろうが、県が直にやるというわけにはいかないのか。

そもそもの役割として、県がやるかわりに下水道公社を作って維持管理してきた。

県がセンターに委託し、さらにセンターが包括的民間委託するという全体の流れだが、その効率化が図られているかがポイントになる。維持管理費の推移を見る限り抜本的な改善には結びついていると言えるのか。

包括的民間委託の一番大きな効果としては、下水道事業にかかるセンターの職員が27名から16名となり、11名削減した。

削減した人は民間に行ったのか。

県から出向していた人を県に引き上げた。

16名体制というのが、本当に効率的なのか等、その効率化の計画というものをしっかりと立てていただきたい。人件費を減らすのは一番簡単な方法で、それ以外のところでいかにしていくかという目標を立てる必要がある。

包括的民間委託を受けている事業者はどこか。

武庫川上流が(株)日本管財環境サービス、加古川上流がハイテック(株)、加古川下流が(株)神鋼環境ソリューションである。

どのような形で、この3つの会社は決まったのか

包括的民間委託を導入する際に、もともと受託管理していた事業者が入札してきた。その段階で各事業者は50、60名の社員を抱えている状況であり、それらは機械の運転管理を今までやっていた事業者であり、ほぼ同じ人が引き継ぎやってくれているので、スムーズに包括的民間委託できている。

県が直に管理するのではなく、センターを通す理由としては長年のスキルがある、コーディネート機能、見極めの機能があるということだろうから、その根拠をはっきりと明示する必要がある。

「(財)兵庫県まちづくり技術センター」は合併後も同じ名前なのはどうしてか。

旧(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社が合併するに当たり、下水道はまちづくりの一部であるとし、「(財)兵庫県まちづくり技術センター」とした。

合併により役員等幹部の職員のスリム化は図られているか。

合併の効果をより明確にするため、適正な人員配置に努めていく。

#### (財)兵庫県職員互助会・(財)兵庫県学校厚生会

通常のサラリーマンの健康保険制度に相当するのが、公務員の場合は地方公務員共済制度であり、その中で福祉事業も行われている。互助会・厚生会はそれ以外のプラスアルファ部分であるとも考えられる。当該団体に県費を支出するならば、一定の説明が必要である。

地方公務員法上、厚生制度と共済制度があり、互助会・厚生会と共済組合が設立されている。福利厚生事業は、民間企業では多くの企業が労使の負担で事業実施しているが、互助会・厚生会では、県費を充当している事業は例えば法定外健康診断等限定している。法定外健康診断は1,000人以上の企業では65%が実施している。いずれにしても、これら負担金のあり方は今後真剣に議論していきたい。

ちなみに、弔慰金等の支出は、あくまで会員掛金でのみ実施しており県費は充当していない。

地方公務員共済制度の中の福祉事業と互助会・厚生会の福利厚生制度の違いをもう一度整理し、教えていただきたい。

共済制度もあり、互助会・厚生会がある。会員はそれぞれに掛金を払っているのか。

事業主、会員がそれぞれ負担金、掛金を払っている。

学校厚生会は財務活動収入等を見る限り、資金が潤沢で、県からの公費支出がなくても、運営に支障がなさそうに見える。

厚生制度により、会員からの預金を集め運用しているものであり、会員数(4万人)が多いので多額の運用になっているが、決して潤沢に資金があるという訳ではない。

互助会・厚生会の掛金は課税対象か

県からの負担金が出る中で、一定の事業が行われていれば、掛金相当の45%は非課税と所得税法で認められている。

#### (公財)兵庫県国際交流協会

西オーストラリア州兵庫文化交流センターにおいて、伊川谷、三田祥雲館高校受け入れ支援等の実績があるとのことだが、具体的にはどういうことか。

各学校が子供たちの国際理解、国際体験を踏むために海外に行って、ホームステイしたいということがある。ただ、2、30人規模では高校単独では活動できなかったり、旅行会社に頼んでも進まなかったりする際は県の事務所がお手伝いさせていただいたことがある。具体的にはホームステイ先を探し、向こうでお世話、交流事業を行ったりしながら、国際理解を広げてもらうというプログラムだ。

去年の公社等経営評価委員会報告では、海外事務所の今後のあり方について、存廃も含めて検討を行うこととしたが、それが単なる経費削減の話となっているのではないか。そもそも経費削減以前に、海外事務所の必要性について今一度見直されるべき。

海外事務所の役割は大きく分けると文化的交流、経済的拠点とこの2つという説明だった。拠点を構える必要が本当にあるか、そのコストに見合った成果があるかというところの説明がない。東京都等はジェットロやクレアと一緒に事業実施しており、自ら拠点としては設置していないと聞いたことがある。そういった中で、拠点を本当に構える経費に見合った成果があるという説明をしていただきたい。

現地事務所を持っていない団体の経済交流なり、文化交流なりするときの手法、つまり代替的手段があるはず。そういった研究も行う必要がある。

経済、教育文化、友好、青少年育成等の成果の定量的説明はなかなか難しい。

最初から海外事務所は必要だとなってしまう。しかしながら、その客観的な裏付けはありません、できませんというのはおかしい。それだったら廃止しなさいといわれてもしょうがない。公社等経営評価委員会報告で、本当に必要かどうか、もう一度見直してくださいということに対しての回答がない。県の財政も厳しくな

ってきて、そういう裏付けのないところは廃止していくということにならざるを得ないのではないか。残すのであれば、納得するような根拠が必要である。

成果の定量的説明についてはどのような形ができるのか、もう一度再検討する。

必ずしもコストだけを下げたって維持することがいいのかという問題もある。規模の縮小ばかりしていくと、あっても意味がないものになる。絶対必要ならば、活用すべきだし、必要度が低いところは廃止し、他に資源を集中するという手段もある。

まとめると、一つは海外事務所を持っているところと持っていないところの差異をわかるように説明いただきたい。二つは成果をできる限り客観的にお示し願いたい。三つは文化的交流なのか産業の誘致のしやすさなのか現状の海外事務所がなぜ当該地域に設置されたのか経緯を説明いただければ、その必要性がはっきりする。

海外事務所にサポートを受けられた企業の満足度はフォローされるべき項目の一つだ。

- (2) 現地視察の結果報告、公社等の平成 21 年度実施状況報告および平成 22 年度公社等経営評価委員会報告骨子案を説明。